

不活化ポリオワクチン等の接種費用の国庫負担及び予防 接種制度の抜本的見直しを求める意見書

不活化ポリオワクチンの定期接種が今年9月から始まった。さらに、国は、11月からはジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチンの4種混合ワクチン（DPT-I PV）を導入し、不活化ポリオワクチン導入後は、定期予防接種における生ポリオワクチンの使用を中止することとしている。

不活化ワクチンへの切り替えにより、ワクチンの有効性と安全性が高まるとともに、不活化ワクチン導入後は、多くの市町村で、通年において医療機関での個別接種等が可能になる。このことから、より安心して接種が受けられるとともに、接種機会が拡大し、ポリオの流行のない社会の維持に大きく寄与すると捉えている。しかし、生ポリオワクチンに比べ、単価の高い不活化ポリオワクチン等の接種については、市町村の財政に大きな影響を及ぼすものである。

また、国は、予防接種制度の見直しに向けた第二次提言を取りまとめた。具体的には、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを平成25年度から定期予防接種に加えるというものであり、その後、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人用肺炎球菌の4ワクチンについても定期予防接種化するというものである。

定期予防接種の拡充を求める保護者の要望は強いことから、予防接種法に基づく定期接種と位置づけ、安定継続して接種を受ける環境が整備されることは、極めて大きな意味があると受け止める反面、定期予防接種の財源を自治体が負担することは、昨今の厳しい財政状況を鑑みた場合、極めて困難である。

予防接種は、国の責任において、全国一律に実施されるべきものであり、自治体間で受益者負担の有無等によるサービス格差が生じることは、制度の趣旨に反するものである。

よって、本市議会は国に対し、当該事業の円滑かつ適切な執行により、住民の一日も早い健康と安全安心な生活環境の確保を図れるよう、下記事項について、特段の措置を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 不活化ポリオワクチン及びジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチンの4種混合ワクチン（DPT-IPV）の導入にあたり、地方と十分な協議を行い、地方の意見等を最大限反映するとともに、国の責任において必要な財源を確保、負担すること。
 - 2 新たなワクチンの定期予防接種化にあたっては、地方と十分な協議を行い、地方の意見等を最大限反映する形で、既に定期予防接種となっているワクチン接種も含め、抜本的な制度の見直しを行うとともに、国の責任において必要な財源を確保、負担すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月1日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長